

日本ねじ研究協会定款

昭和44年10月24日制定

昭和45年5月28日一部改正

平成27年6月11日一部改正

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本会は、工業の各分野にわたる知識・経験を結集し、ねじに関する研究開発と総合技術の向上を図り、あわせて標準化を推進し、もって工業の合理的発展に資することを目的とする。

(名 称)

第2条 本会は、日本ねじ研究協会（英文名 The Japan Research Institute for Screw Threads and Fasteners 略称“JFRI”）と称する。

(事務所)

第3条 本会の事務所（本部）は、これを東京都港区に置き、必要に応じ地方支部を置くことができる。

(事 業)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するため、ねじに関する次の事業を行う。

1. 調査・試験・研究及び新技術の開発
2. 各種研究機関及び関連業界との連携協力及び共同研究の実施
3. 諸外国との交流及び国際標準化事業への協力
4. 日本工業規格の原案作成の協力、その普及及び表示制度の促進
5. 日本ねじ研究協会規格の作成及び普及
6. 講習会・講演会・見学会の開催及びねじ技術者の育成・指導
7. 技術相談及び巡回指導
8. 工業所有権の調査及びその対策
9. 内外資料、文献の収集、閲覧及び会誌・図書発行
10. その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会員・会員たる資格の得喪)

第5条 本会は、次の会員をもって構成する。

正 会 員

特別会員

- ② 正会員は、個人会員及び企業会員とし、別に定める加入金及び会費を負担する。
- ③ 個人会員は、ねじに関する知識・経験がある個人とする。

- ④ 企業会員は、原則として日本国内に事業の本拠がある企業又は事業所とする。
- ⑤ 特別会員は、原則として日本国内に事業の本拠がある団体とし、別に定める加入金及び会費を負担する。
- ⑥ 本会の会員になろうとする者は、文書をもって申込み理事会の承認を得なければならない。
- ⑦ 本会を脱退する場合は、理由を記載した書面による届出をして、理事会の承認を得なければならない。
- ⑧ 個人会員を除く会員は、その代表者1名を指定して届け出を要する。
その代表者を変更した場合もまた同じとする。

第6条 本会の会員は、次の場合に会員たる資格を喪失する。

- 1. 本会が解散したとき
- 2. 個人にあつては死亡したとき、企業、事業所又は団体にあつては破産又は解散したとき
- 3. 除名されたとき
- 4. 1か年以上にわたって第23条の会費の納入を怠ったとき
(会員の除名等)

第7条 会員が、本会の定款・規定又は決議を遵守せずあるいは本会の対面を毀損する行為をしたときは、会長は総会の議決を経てこれを除名することができる。

第8条 本会の会員たる資格は、これを他に移譲することはできない。

- ② 本会を退会した場合及び会員たる資格を喪失した場合は、既に納入した会費その他の拠出金を返還しない。
(会員名簿)

第9条 本会はその事務所に会員名簿を備えておき会員について変更があるごとに、これを訂正しなければならない。

第3章 役員及び顧問

(役員)

第10条 本会に次の役員を置く。

| | |
|------|-------|
| 理事 | 47名以内 |
| 会長 | 1名 |
| 副会長 | 3名以内 |
| 専務理事 | 1名 |
| 常務理事 | 2名以内 |
| 理事 | 40名以内 |
| 監事 | 3名以内 |

(役員を選出)

第11条 理事及び監事は総会において正会員及び特別会員から選出する。

- ② 会長、副会長、専務理事及び常務理事は理事の互選による。
- ③ 第2項の規定にかかわらず専務理事及び常務理事に当る者は総会の決議により会員外より選任することができる。

(役員任期)

第12条 役員任期は、選任後の第2回目の定時総会を終るまでの2年間とし、重任を妨げない。但し、任期の途中において退任した場合の後任者の任期は前任者の残存期間とし、増員の場合における新任者の任期もまたこれに準ずる。

(役員職務)

第13条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- ② 副会長は、会長を補佐し、会長に支障があるときは、あらかじめ定めた順序によりその職務を代理する。
- ③ 専務理事は、会長を補佐し、かつ、事務局を統括して会務の処理に当り、会長及び副会長に支障があるときは、その職務を代理する。
- ④ 常務理事は、専務理事を補佐してその任務の遂行に協力し、会長、副会長及び専務理事に支障があるときは、あらかじめ定めた順序によりその職務を代理する。
- ⑤ 理事は、理事会を通じ、総会の決議に基づく本会会務執行の責に任ずる。
- ⑥ 監事は、会務執行の監査及び決算書類の調査の責に任じその結果を総会に報告する。

(理事会)

第14条 理事会は、理事をもって構成し、会長がこれを招集してその議長となる。

- ② 理事会は構成員の2分の1以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- ③ 理事会の議事は、書面をもって表決し、又は代理人をもってすることを妨げない。
- ④ 監事は、理事会に出席して意見を述べることができるが、表決には加わらない。

(顧問)

第15条 本会に顧問を置くことができる。

- ② 顧問は、理事会に諮って、会長がこれを委嘱する。
- ③ 顧問は、本会の重要事項につき会長の諮問に応ずる。
- ④ 顧問は、理事会に出席して意見を述べることができるが、表決には加わらない。

第4章 総 会

(総会)

第16条 総会は、本会の最高意思決定機関であって、定款の変更・本定款に定める事項及びその他重要事項を議決する。

- ② 総会は、定時総会及び臨時総会として定時総会は毎事業年度終了後3か月以内に、臨時総会は必要ある場合に、会長がこれを招集してその議長となる。

- ③ 総数の5分の1以上に当る会員は、議案を示して、会長に臨時総会の招集を要求することができる。
- ④ 総会の招集は、期日の10日前までに総会に付議する事項・日時及び場所を記載した書面を発してする。
- ⑤ 会員は、定時又は臨時の総会に議案を提出することができる。
- ⑥ 総会は、会員総数の2分の1以上の出席をもって成立し、その議事は出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- ⑦ 総会において特に緊急を要する場合は、あらかじめ通知した事項以外についても、出席会員の3分の2以上の多数によって議決することができる。
- ⑧ 総会における議決権は、正会員及び特別会員1名につき1個とする。
- ⑨ 臨時総会の議事は書面をもって表決し、又は代理人をもってすることを妨げない。
- ⑩ 委任状の数は、第6項の定足数及び予め通知した事項に対する可否の記載があるときは、これを議決数に含めるが、第7項の特に緊急を要する議事に対しては、議決数に含めない。

第17条 会長は、次に掲げる書類を定時総会に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 前年度の事業報告
 - (2) 前年度末現在の財産目録
 - (3) 前年度末現在の貸借対照表
 - (4) 前年度の収支計算書
 - (5) 本年度の事業計画案及び収支予算案
- ② 前条第7項による場合を除き、総会で決議する事項は、総会に付議される前に理事会の審議を経ることを要する。

第5章 事務局

(事務局)

第18条 本会の事務を処理するため、事務局を設け、次の職員を置く。

事務局長 1名
職員 若干名

- ② 事務局長は、理事会に諮って、会長がこれを任命する。
- ③ 職員は、事務局長の意見を聞いて、会長がこれを任命する。
- ④ 事務局の組織、所掌事務の範囲等に関しては、理事会の議を経て別にこれを定める。

(職員の任務)

第19条 事務局長は、職員を指揮監督し、会長及び専務理事の命を受けて本会の事務を掌理する。

- ② 職員は、上司の命を受けて本会の事務に従事する。

第6章 委員会

(委員会)

- 第20条** 本会の事業遂行にあたり、理事会に諮って、本会に各種の委員会を設けることができる。
- ② 各委員会に、委員長を1名を置き、必要に応じて、副委員長2名以内を置くことができる。
- ③ 各委員会は、理事会の諮問に応ずると共に、諸事項に関し理事会に意見具申又は提案を行うことができる。
- ④ 各委員会の委員長は、理事会に出席して諮問事項及び提案事項について意見を述べることができる。
- ⑤ 委員会の運営規定は、理事会の議を経て別に定めるものとする。

第7章 会 計

(事業年度)

- 第21条** 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。
- 第22条** 第4条の事業を遂行するための経費は、加入金・会費・特別負担金・寄付金・受託金等をもってこれに充てる。

(加入金及び会費)

- 第23条** 本会の会員は、第2項の徴収規定に定める加入金及び会費を納入しなければならない。但し、既に納めた加入金及び会費は、その払い戻しを請求することができない。
- ② 加入金及び会費徴収規定については、総会の決議を経て別に定める。

(特別負担金)

- 第24条** 本会は、第22条に規定する経費の調達につき特に必要がある場合には、その負担する会員の同意を得て、全部又は一部の会員から特別負担金を徴収することができる。
- ② 特別負担金の徴収は、総会の決議を経て、これを行う。但し、緊急を要する場合には、会長は理事会の議を経て、これを行うことができる。
- この場合には、次の総会で、その承認を求めなければならない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第25条** 本定款を変更するには、総会の決議を得なければならない。
- ② 前項の決議は、出席会員の3分の2以上の多数によることを要する。

(解 散)

- 第26条** 本会は、総会の決議により解散する。
- ② 解散時における残余財産の処分は総会の決議を得なければならない。
- ③ 第1項及び前項の決議には、前条第2項の規定を準用する。

付 則

第27条 本会設置頭書の事業年度は、第21条の規定にかかわらず設立の日から始まるものとする。